

鳥取市戦略的園芸品目（イチゴ「とっておき」）総合対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市戦略的園芸品目（イチゴ「とっておき」）総合対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、県育成のオリジナルイチゴ新品種「とっておき」の普及、振興を図るため、生産者等のネットワークづくり、単収・品質の向上、販売促進及び生産基盤強化に必要な機械、施設等の整備に向けた取組を支援することを目的として交付する。

（補助対象事業等）

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表第1欄に掲げる事業とする。

- 2 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 3 補助事業の実施に当たっては、別表の第6欄に定める要件を満たさなければならない。また、機械導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。

（交付対象者）

第4条 本補助金の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

（補助金の額の算定）

第5条 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数はこれを切捨てる。）と、同表第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請の時期等）

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から34日以内に行うものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに様式第2号により市長に報告を行うこととする。この場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第12条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 対象事業		2	3	4	5	6
		事業実施主体	補助対象経費	補助率	限度額 (補助金)	その他
細事業名	内容					
生産・技術向上支援事業	単収向上、品質向上に係る機械、資材の導入支援	JA、農業者、法人等	単収向上、品質向上に係る機械、資材の導入に必要な経費等(CO ₂ 施用装置、軸折れ防止ネット資材等)	1/2	525千円/ 事業実施主体	ビニールハウス等の農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災に対する補償を必須とする。)に加入するものとする。
販売促進・消費拡大支援事業(一般)	商談会等販売促進活動支援	生産組織、JA、農業者、法人等	商談会出展等「とっておき」PR活動や販路開拓等に必要な経費等(商談会等出展料、旅費、郵送費、試食宣伝経費等)	2/3	200千円/ 事業実施主体	
産地規模拡大支援事業	低コストハウス・高設システム等の整備支援	生産組織、JA、農業者、法人等	(1)鳥取型低コストハウスの導入及び大型低コストハウス実証、高設システムの整備に必要な経費等	1/2	6,000千円/ 事業実施主体	
	種苗供給体制の構築に係る育苗環境の整備支援		(2)育苗受託者によるハウスや育苗用ベンチの導入に必要な経費等		3,150千円/ 事業実施主体	